

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

本章には、全ての申請に共通の手続きである、「補助金交付申請」についてまとめてあります。外部給電器/V2H充放電設備とセットで申請される場合の手続きは、本章に合わせ、外部給電器/V2H充放電設備の申請手続き(別ファイル)もご確認ください。

A 車両のみの申請の場合、又は

外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を申請受付開始日(令和3年3月26日)以降に行う場合

Ⅱ-1. 【環境省事業のみ】地方公共団体・その他の法人等による申請

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	2	様式1
(2)	申請者の確認書類	3	様式8
(3)	申請車両の確認書類	3	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	4	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	4	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	4	様式4
(7)	【車両のみの申請の場合】 ※外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に提出補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	4	様式11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	5	—
(9)	再エネ100%電力調達の維持を確認する書類	5	—
(10)	【外部給電器の申請がある場合】交付申請書類一式	外部給電器 申請手続き参照	
(11)	【V2H充放電設備の申請がある場合】	こちらを参照	

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、以下の宛先をお願いします。

〒135-0024
 東京都江東区清澄1丁目5-1
 清澄営業所
 一般社団法人 次世代自動車振興センター
 令和2年度補正 CEV 補助金受付窓口 申請書係

※計画変更、財産処分手続きの送付先については、それぞれの申請要領でご確認ください。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書(様式1)は車両1台につき1部を提出して下さい
 <申請書は5枚で1セットです。5枚全部ご提出下さい>

記入項目	留意事項
1. 申請項目に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するものに○を記入して下さい。 ・下段(「※以下、…」の下の欄)は、外部給電器/V2H 充放電設備の申請があり、該当する場合にのみ○を記入してください。
2. 申請者に関する事項	<p>(3)「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名をお願いします。</p> <p>(4)「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入して下さい。</p> <p>☆(注意)法人番号は、登記簿等に記録された会社法人等番号(12桁)の頭にひと桁の数字を付して13桁にしたものです。</p> <p>☆(注意)申請者への補助金交付等に関する情報が、国の gBizINFO サイトにて公表されます。</p> <p>(5)(6)(7)車両購入者の連絡先を正確に記入して下さい。 <small>注)車両販売会社の連絡先ではありません。</small></p> <p>(9)(中小企業のみ記入)業種を①～④から選択するとともに、資本金、従業員数、業種を記入してください。</p>
3. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の交付申請額をⅠ-4(1)から転記してください。 ・外部給電器、V2H充放電設備の申請がある場合は、交付申請額をそれぞれⅡ-3(1)、Ⅲ-3(1)、Ⅲ-4エ から転記してください。
4. 再エネ100%電力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する手法を選択(複数選択可)の上、必要事項を記入してください。
5. 補助金振込先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のみの申請の場合のみ記入してください(外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告書においてご記入いただきます)。 ・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 <small>(「2.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」と同一の名義。代表者等の個人名の口座には振込めません)</small> ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付して下さい。
6. 申請に関する誓約	<ul style="list-style-type: none"> ・よく読んで全てに同意の上、□部分(5箇所)につき■を選択してください。
Ⅰ-1. 車両に関する事項	<p>(1)該当する□部分につき■を選択してください。</p> <p>(2)(3)(7)自動車検査証に記載されている通りに記入して下さい。車名・グレード欄は、Ⅰ-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。 <small>「外部給電機能」「車載コンセント」欄:申請車両の装備に応じて記入してください。</small></p> <p>(5)(6)下取車の有無の該当する□部分につき■を選択してください。有の場合は</p>

	<p>入庫日を記入してください。(下取入庫証明書が必要になります。)</p> <p>(8) 車検証の所有者に該当する□部分につき■を選択してください。</p> <p>(9) 車検証の使用者の住所を記入してください。</p> <p>(10) 車検証の使用の本拠の位置を記入してください。「***」の場合は、「記載なし」と記入してください。</p>
I-2. J-クレジット事業への参加	<p>・地方公共団体・法人等は対象外です。(1)の欄の「いいえ」の□部分につき■を選択してください。</p>
I-3. 販売会社に関する事項	<p>・車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。</p>
I-4. 補助金額に関する事項	<p>(1)補助金申請額、購入価格を記入してください(I-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」参照)。</p> <p>(2)実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい(値引きがあった場合は値引き後の税抜価格を記入して下さい)。</p>
II. 外部給電器に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">外部給電器申請手続き参照</div>
III. V2H充放電設備に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto; text-align: center;">こちらを参照</div>

(2) 申請者を確認する書類

◎ 申請者が地方公共団体以外の法人

- 申請者が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。複写したもので可。

- 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し

➤ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿

- ・様式8に記載された(注)を確認後、全項目を記入して下さい。

- ☆(注意) 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

- ・申請者が地方公共団体の場合は、申請者を確認する書類は不要です。

(3) 申請車両を確認する書類

➤ 自動車検査証の写し

※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効。

- 上記書類における申請車両の「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は法人名)と同一であることが必要です。

➤ ただし、以下の場合は、例外として認めます。

○リース契約又は所有権留保付ローン購入で、申請車両の「所有者」が、リース会社、販売会社又はファイナンス会社となっている場合。

この場合は、申請者が申請車両の「使用者」であることを確認できる下記のいずれかの書類の提出が必要です。複写したもので可。

(リース契約の場合)

- リース契約書の写し<申込書は不可>

(所有権留保付ローン購入の場合)

- 保管場所標章番号通知書

- 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)
- 申請者が契約者となっているローン契約書(申込書は不可)

(4) **車両代金の支払いを確認する書類**

- 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)
- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証
但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

- (上記が提出できない場合) 車両代金の全額分支払いの手続きが完了したことを確認出来るもの。複写したもので可。
 - 申請者が契約者となっているローンの契約書<申込書は不可>及びローン会社が販売店の債権を保証する書面
- リースの場合、リース契約書の写し<申込書は不可>

(5) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。
(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等)
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。
- ・ 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士の登録番号を記入して下さい。
- ・ 車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあることが必要です。

(7) **【車両のみの申請の場合】補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 処分制限期間は、I-3(添付2)参照

- 本書類は、車両のみの申請の場合にのみ交付申請時に提出して下さい。外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に、車両と外部給電器/V2H充放電設備の両方を

記入し提出して下さい。

(8) 型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9) 再エネ 100%電力調達の維持を確認する書類

- 「再エネ 100%電力調達」については、原則として以下の3つの手法により使用電力を再エネ比率 100%にさせていただく必要があります。これらの手法を組み合わせると再エネ 100%達成も可能です。

【手法1】自家発電

【手法2】再エネ電力メニューの購入

【手法3】再エネ電力証書の購入

※詳細は、環境省ホームページでご確認ください。

申請方法のわかりやすい解説(個人向け)

<まずはこちらをお読みください>

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kojin.pdf

(再エネ 100%電力調達要件の解説)

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf

(環境省事業トップページ)

http://www.env.go.jp/air/post_56.html

再エネ 100%電力要件、補助事業の概要に

環境省 令和2年度第3次補正予算

関するお問合せ窓口(環境省)

EV 等補助事業 問合せ窓口

TEL: 03-6627-6486

【4年間のモニタリング調査へのご対応におすすめの再エネ調達手法】

【手法1】や【手法3】単独での申請も可能ですが、再エネ 100%での電力調達を維持いただくために、4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。予め【手法2】と組み合わせると【手法1】や【手法3】を申請いただくことで、毎年の発電量等の不足分について、追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。

※手法を組み合わせた場合は、補助金申請時とモニタリング調査において、いずれの手法の必要書類も提出いただくことになります。

【申請に必要な交付申請書様式】

- 上記三つの手法の選択と組合せにより、必要書類が異なります。補助金交付申請書(様式1)では、代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」の二通りのパターンに対応した記入欄を設けてあります。これ以外のパターンの場合は、それぞれ、補助金交付申請書(別紙)も合わせて提出していただきます。

パターン	必要な申請書様式
手法2のみ	様式1のみ
手法1+手法2の組合せ	
手法1のみ	様式1+様式1(別紙1)
手法3のみ	様式1+様式1(別紙2)
手法1+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙3)
手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙4)
手法1+手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙5)

【申請に必要な添付書類】

- 上記手法の選択と組合せにより、必要な添付書類が異なります。代表的なパターンとして、「手法

2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」「手法3のみ」の場合の必要書類について、(添付) (P16) をご参照ください。

【再エネ 100%電力調達の申請に関するお問い合わせについて】

環境省のホームページや、当センターホームページ、「よくあるご質問」記載の内容をご覧頂いても不明な点がある場合は、下記に e-mail でご連絡ください(回答に正確性を確保するため、メールでのお問合せに限定させていただきます)。

E-mail: saiene100@cev-pc.or.jp

- 上記の内容以外のお問合せについては、本メールでの受付は行っておりません。
- 迅速にご回答差し上げるよう努めますが、回答の正確性を確保するためご回答までにお時間がかかることがあります。予めご了承ください。

✎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい✎

<地方公共団体・その他の法人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限は、I-1(1)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、リース契約又は所有権留保付きローン購入の場合のみです。)

☞II-1の2(3)参照(必要書類も同項で確認して下さい)

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式1) <原本>

◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し

◇ 役員名簿(様式8)

◇ 自動車検査証

◇ 領収証

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか1つ>

★車両のみの申請の場合

◇取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

★下取車がある場合

◇下取車在庫証明書(様式4) <原本>

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

★以下、申請に必要な場合

◇ 外部給電器関連書類

◇ V2H充放電設備関連書類

◇ 再エネ100%電力調達関連書類

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

II-2. 個人による申請

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	8	様式1
(2)	申請者の確認書類	10	—
(3)	申請車両の確認書類	10	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	10	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	11	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	11	様式4
(7)	【車両のみの申請の場合】 ※外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に提出 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	11	様式 11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	11	—
(9)	【環境省事業のみ】再エネ 100%電力調達の維持を確認する書類	11	—
(10)	【外部給電器の申請がある場合】交付申請書類一式	外部給電器 申請手続き参照	
(11)	【V2H充放電設備の申請がある場合】交付申請書類一式	V2H 充放電設備 申請手続き参照	

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、以下に記載の宛先をお願いします。

〒135-0024

東京都江東区清澄 1 丁目 5 - 1

清澄営業所

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和 2 年度補正 CEV 補助金受付窓口 申請書係

※計画変更、財産処分手続きの送付先については、それぞれの申請要領でご確認ください。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

▶ 補助金交付申請書(様式 1)は車両1台につき1部提出して下さい。

<申請書は5枚で1セットです。5枚全部ご提出下さい>

記入項目	留意事項
1. 申請項目に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するものに○を記入して下さい。 ・下段(「※以下、…」の下の欄)は、外部給電器/V2H 充放電設備の申請があり、該当する場合にのみ○を記入してください。
2. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (5)「申請者本人」を記入してください。 (6) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。 (3)(4)(9)は記入不要です。
3. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の交付申請額を I-4(1)から転記してください。 ・外部給電器、V2H充放電設備の申請がある場合は、交付申請額をそれぞれ II-3(1)、III-3(1)、III-4エ から転記してください。
4. 再エネ 100%電力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する手法を選択(複数選択可)の上、必要事項を記入してください。
5. 補助金振込先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のみ申請の場合は記入してください(外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告書においてご記入いただきます)。 ・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。(「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名」に記されたものと同一の名義。家族等の口座には振り込めません) ・個人事業主で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合があります。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付してください。
6. 申請に関する誓約	<ul style="list-style-type: none"> ・よく読んで全てに同意の上、□部分(5箇所)につき、■を選択してください。
I-1. 車両に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 該当する□部分につき■を選択してください。 (2) (3) (7) 自動車検査証に記載されている通りに記入して下さい。車名・グレード欄は、I-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。「外部給電機能」「車載コンセント」欄:申請車両の装備に応じて記入してください。 (5) (6) 下取車の有無の該当する□部分につき■を選択してください。有の場合は入庫日を記入してください。(下取入庫証明書が必要になります。) (8) 車検証の所有者に該当する□部分につき■を選択してください。 (9) 車検証の使用者の住所を記入してください。 (10) 車検証の使用の本拠の位置を記入してください。「***」の場合は、「記載なし」と記入してください。
I-2. J-クレジット事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・型式が「不明」となっている車種を除く電気自動車は、J-クレジット事業へご参加いただくことが条件です。(1)の欄の「はい」の□部分につき■を選択してください ※環境省事業、燃料電池自動車の申請の方は対象外ですので、(1)の欄の「いいえ」□部分につき■を選択してください。 ☞J-クレジット制度の詳細は I-(注2) 参照
I-3. 販売会社に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。
I-4. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1)補助金申請額、購入価格を記入してください(I-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」参照)。 (2) 実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい(値引きがあった場合は値引き後の税抜価格を記入して下さい)。
II. 外部給電器に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">外部給電器申請手続き参照</div>

(2) 申請者を確認する書類

- 申請者の氏名、現住所が確認できる公的なもので下記のいずれか1つ。複写したもので可。
 - 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの
 - 健康保険証 ※住所の記載があり有効期限内のもの
 - 住民票の写し ※発行後3ヶ月以内のもの
 - 印鑑登録証明書の写し ※発行後3ヶ月以内のもの

☆(注意) 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

(3) 申請車両を確認する書類

- 自動車検査証(車検証)の写し

※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効。上記書類における「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名と同一であることが必要です。

- ただし、以下の場合は、例外として認めます。

○リース契約又は所有権留保付ローン購入で、申請車両の「所有者」が、リース会社、販売会社又はファイナンス会社となっている場合。

この場合は、申請者が申請車両の「使用者」であることを確認できる下記のいずれかの書類の提出が必要です。複写したもので可。

(リース契約の場合)

- リース契約書の写し<申込書は不可>

(所有権留保付ローン購入の場合)

- 保管場所標章番号通知書
- 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)
- 申請者が契約者となっているローン契約書(申込書は不可)

- 個人事業主名での車両購入で所有者又は使用者が屋号の場合には、別途、証明書が必要です。

(4) 車両代金の支払いを確認する書類

- 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)
- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。
 - ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。
- (上記が提出できない場合)車両代金の全額分支払いの手続きが完了したことを確認出来るもの。複写したもので可。
- 申請者が契約者となっているローンの契約書<申込書は不可>及びローン会社が販売店の債権を保証する書面
- リースの場合、リース契約書の写し<申込書は不可>

(5) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。
(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等)
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。
- ・ 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士の登録番号を記入して下さい。
- ・ 車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあることが必要です。

(7) **【車両のみの申請の場合】補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 処分制限期間は、I-3(添付2)参照

- 本書類は、車両のみの申請の場合にのみ交付申請時に提出して下さい。外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に、車両と外部給電器/V2H充放電設備の両方を記入し提出して下さい。

(8) **型式が「不明」な車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9) **再エネ 100%電力調達の維持を確認する書類**

- 「再エネ 100%電力調達」については、原則として以下の3つの手法により使用電力を再エネ比率 100%にさせていただく必要があります。これらの手法を組み合わせると再エネ 100%達成も可能です。

【手法1】自家発電

【手法2】再エネ電力メニューの購入

【手法3】再エネ電力証書の購入

※詳細は、環境省ホームページでご確認ください。

申請方法のわかりやすい解説(個人向け)

<まずはこちらをお読みください>

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kojin.pdf

(再エネ 100%電力調達要件の解説)

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf

(環境省事業トップページ)

http://www.env.go.jp/air/post_56.html

再エネ 100%電力要件、補助事業の概要に関するお問合せ窓口(環境省)

環境省 令和2年度第3次補正予算
EV 等補助事業 問合せ窓口

TEL: 03-6627-6486

【4年間のモニタリング調査へのご対応におおすすめの再エネ調達手法】

【手法1】や【手法3】単独での申請も可能ですが、再エネ 100%での電力調達を維持いただくために、4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。予め【手法2】と組み合わせると【手法1】や【手法3】を申請いただくことで、毎年の発電量等の不足分について、追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。

※手法を組み合わせた場合は、補助金申請時とモニタリング調査において、いずれの手法の必要書類も提出いただくことになります。

【申請に必要な交付申請書様式】

- 上記三つの手法の選択と組合せにより、必要書類が異なります。補助金交付申請書(様式1)では、代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」の二通りのパターンに対応した記入欄を設けてあります。これ以外のパターンの場合は、それぞれ、補助金交付申請書(別紙)も合わせて提出していただきます。

パターン	必要な申請書様式
手法2のみ	様式1のみ
手法1+手法2の組合せ	
手法1のみ	様式1+様式1(別紙1)
手法3のみ	様式1+様式1(別紙2)
手法1+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙3)
手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙4)
手法1+手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙5)

【申請に必要な添付書類】

- 上記手法の選択と組合せにより、必要な添付書類が異なります。代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」「手法3のみ」の場合の必要書類について、(添付) (P16)をご参照ください。

【再エネ 100%電力調達の申請に関するお問い合わせについて】

環境省のホームページや、当センターホームページ、「よくあるご質問」記載の内容をご覧頂いても不明な点がある場合は、下記に e-mail でご連絡ください(回答に正確性を確保するため、メールでのお問合せに限定させていただきます)。

E-mail: saiene100@cev-pc.or.jp

- 上記の内容以外のお問合せについては、本メールでの受付は行っていません。
- 迅速にご回答差し上げるよう努めますが、回答の正確性を確保するためご回答までにお時間がかかることがあります。予めご了承ください。

☞書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい☞

<個人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限は、I-1(1)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、リース又は所有権留保付きローン購入の場合のみです。)

☞II-2の2(3)参照(必要書類も同項で確認して下さい)

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズをお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式1-1) <原本>

◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 / 健康保険証 <いずれか1つ>

◇ 自動車検査証 <いずれか1つ>

◇ 領収証

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか1つ>

★車両のみの申請の場合

◇取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式4) <原本>

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

★以下、申請に必要な場合

◇ 外部給電器関連書類

◇ V2H充放電設備関連書類

◇ 再エネ100%電力調達関連書類

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

B 申請受付開始前日(令和3年3月25日)までに車両登録(届出)及び外部給電器の発注・納品/V2H充放電設備の発注・工事が完了している場合(特例措置)

補助金については、原則、令和3年3月26日以降かつ交付決定通知書発行日以後に外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を行う場合が補助対象ですが、特例措置として、令和3年3月25日以前に発注や納品/工事などを完了している場合も補助対象とします。以下は、その場合の手続き方法です。
※上記までに発注/工事開始しているが納品や工事が完了していない場合は、個別に e-mail 等でお問い合わせください。

- この場合、補助金交付申請書及び必要書類に合わせ、外部給電器/V2H充放電設備の実績報告に必要な書類を一括して、申請受付開始(令和3年3月26日)後速やかに提出してください(最終期限:令和3年5月31日まで(消印有効))。

【ご留意点】

- 補助金交付申請書の、「1. 申請項目に関する事項」下段の該当欄に○を記入して下さい。
※それ以外の補助金交付申請書の項目については、上記 A の要領と同様です。
- 外部給電器/V2H充放電設備それぞれの必要書類・要領については、以下を参照してください。
 - ・ 外部給電器： 外部給電器応募要領 「Ⅱ外部給電器 申請要領」のB
 - ・ V2H充電設備： V2H充電設備応募要領 の7、8

(添付)再エネ 100%電力調達 各手法の概要と必要手続き
 (代表的なパターン: 【手法2】【手法1+手法2】【手法3】)

手法	内容
手法2	
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ●小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入する方法です。 ●今回の補助金において「再エネ電力メニュー」は、環境省で審査が行われホームページに公表しているメニューである必要があります。なお、これら対象メニューは環境省 HP で順次更新していく予定です。 環境省再エネ電力メニュー公表 HP (http://www.env.go.jp/air/100.html)
【判断方法】	●上記ページで公表されている再エネ電力メニューを契約し、必要な情報が添付書類からわかること。
【必要書類】	▽当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類 【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類 例: 契約書の写し、検針票の写し、提供事業者の web ページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。 契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせ可。
【注意点】	<ul style="list-style-type: none"> ●供給している住所が、車両の自動車車検証の「<u>使用者の住所</u>」(「<u>使用の本拠の位置</u>」に記載がある場合は、「<u>使用の本拠の位置</u>」)と一致している必要があります。 ●小売電気事業者等と契約済である必要があります(申込書など申し込みの状態では申請できません。) また、いつから契約しているかは問いませんので、既に契約している電力メニューが補助金の対象メニューである場合は、この事業のために新たに契約する必要はありません。 ●4年間の再エネ 100%電力の継続途中、他の対象メニューに切り替えていただくことは可能ですが、ただし、モニタリング調査を通じて、報告いただきます。 ●取次店が提供するメニューのうち小売電気事業者が提供するメニューと同一の場合は、<u>環境省の公表しているリストの「団体名」の欄に取次店の名前は掲載されていません。</u> ただし、<u>取次店との契約書や約款のコピー</u>で、環境省の公表しているメニューを<u>その指定の小売電気事業者から取り次いでいることを証明</u>いただければ、対象となり得ます。
手法1+2	
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ●【手法2】再エネ電力メニューと、【手法1】自家発電を、組み合わせる方法です。(【手法1】の概要) ●敷地内又は敷地外に導入された再エネ電源を専用線等で接続し、発電電力が家屋等に供給されていることがわかるシステム等※を備えて直接的に再エネ電力を調達する手法で、自家消費電力量が、再エネ電力の調達量となります。(※HEMS、BEMS、蓄電池等) ●(参考)【手法1】のみで対応する場合は、自家発電(自己託送や特定供給を含む)によって、当該家屋等の消費電力の全量をカバーする必要があることから、消費電力量がわかる HEMS/BEMS 等のモニター機能や、必要な電力を任意のタイミングで充電、放電できる蓄電システムが必須となります。 そのため、【手法1】のみで4年間再エネ 100%電力調達を対応することは非常に負担も大きく、【手法2】や【手法3】との組み合わせが必要となることが多いと想定されます。
【判断方法】	<ul style="list-style-type: none"> ●【手法1】自家発電のみで常時、再エネ 100%の電力調達ができないような部分について、【手法2】の再エネ電力メニューからの電気で再エネ 100%比率を維持していると、とらえていきます。 (参考:【手法1】のみで調達できるかどうかの判断方法) ●再エネ電源により直接的に調達している量と、家屋や施設等の消費電力量を比較して、調達量が消費電力量を上回っているかを確認します(計算式(1))。調達量には、売電分は含みません。 計算式(1) (①年間発電量) - (②年間売電量) ≥ (③年間消費電力量) ①年間発電量の考え方 (A) 過去実績が 12ヶ月分あり、発電量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。 (B) (A)で対応できない場合であって、メーカー等の 12か月分の発電量シミュレーション結果がある場合は当該結果の値。 ※数値を確認するため、シミュレーションに関する書類もあわせてご提出いただきます。 (C) (A)、(B)で対応できない場合は、以下の式により算出した値。

(C)の算出方法:(発電設備の容量(kW))×8,760 時間×設備の稼働率 0.13=年間発電量(kWh)

※注意:発電電力量から売電電力量を引いたもの((①年間発電量)-(②年間売電量))は、発電電力量が直接当該家屋等に消費された分をメーター等で把握できればそれを使うこともできる。

②年間売電量の考え方

(A)過去実績が12ヶ月分あり、売電量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。

(B)(A)で対応できない場合、「直近1か月分の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分の推計値。

※直近1か月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。

(C)補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、予測発電量、予測消費電力量から予測した値。

③年間消費電力量の考え方

(A)過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。

(B)(A)で対応できない場合、「直近1か月分の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分年間分の推計値。

(C)補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業者等は、事業計画等に基づく電力量の値。

個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。

※参考:<https://www.env.go.jp/earth/report/h25-06/mat01.pdf>

	戸建	集合住宅
北海道以外	4709kWh	3139kWh
北海道	4344kWh	2336kWh

【必要書類】

●【手法1】と【手法2】それぞれ必要な書類をご提出いただきます。

(【手法1】の必要書類)

・計算式(1)①発電電力量に関するもの

①再エネ電源の設置等が確認できる書類

再エネ電源の【設置場所の住所】、【容量】、【接続状況】がわかる書類

例:発電設備の納品書の写し、HEMS等の導入されているシステムがわかる書類

②再エネ電源の発電量が確認できる書類

例:発電量を管理するシステムのwebページのハードコピー

・計算式(1)②売電量に関するもの

③(再エネ発電電力を売電していない場合)売電していない旨の誓約書

④(再エネ発電電力を売電している場合)売電量が確認できる書類

例:売電先事業者のwebページのハードコピー

・計算式(1)③消費電力量に関するもの

⑤施設等の消費電力量が確認できる書類

【提供事業者】、【契約者名】、【消費電力量】、【供給している住所】、がわかる書類

例:小売電気事業者からの請求書、webページのハードコピー

⑥(自己託送等の場合)小売電気事業者との契約を確認できる書類

【需給地点】、【需要場所】、【契約期間】が確認できる書類

⑦系統から電力調達していない旨の誓約書(非常時は除く)(手法1のみで対応する場合)

(【手法2】の必要書類)

▽当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類

【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類

例:契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。

契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせ可。

【注意点】

●【手法1】の必要書類で自家発電量などを確認※いたしますが、別途【手法2】再エネ電力メニューで調達する電力使用量などを計算いただく必要はございません。

※発電量、売電量を、必要な申請書類で正確に把握できる必要があります。なお、売電量については消費電力として計上することはできません。

●再エネ電源の設置に係る費用は補助対象外です。

手法3										
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ●再エネ電力から切り離された環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入する方法です。 ●再エネ電力証書には、「グリーン電力証書」と「再エネ電力由来J-クレジット」があります。 ●これらの証書は、発電事業者からだけでなく、小売電気事業者や仲介事業者から購入も可能です。 ●なお、通常の業務で化石燃料由来の発電設備を使用し、電力が供給されている場合は、その電力分も【手法3】によって使用電力全体をオフセットする必要があります。(ただし、非常用の発電設備と認められる設備は除きます。) 									
【判断方法】	<ul style="list-style-type: none"> ●再エネ電力証書の購入量と、家屋や施設等の消費電力量を比較して、調達量が消費電力量を上回っているか確認します。 計算式(2) (④再エネ電力証書購入量) ≥ (⑤年間消費電力量) × 4年分 ④再エネ電力証書購入量の考え方 購入量は、②年間消費電力量の原則4年以上を購入してください。 ⑤年間消費電力量の考え方 (A) 過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。 (B) (A)で対応できない場合、「直近1か月分の実績の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分の推計値。 ※直近1か月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。 (C) 補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業計画等に基づく電力量。 個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。 ※参考: https://www.env.go.jp/earth/report/h25-06/mat01.pdf <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>戸建</th> <th>集合住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道以外</td> <td>4709kWh</td> <td>3139kWh</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>4344kWh</td> <td>2336kWh</td> </tr> </tbody> </table>		戸建	集合住宅	北海道以外	4709kWh	3139kWh	北海道	4344kWh	2336kWh
	戸建	集合住宅								
北海道以外	4709kWh	3139kWh								
北海道	4344kWh	2336kWh								
【必要書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・計算式(2)④証書購入量に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ①証書等の写し <グリーン電力証書の場合>グリーン電力証書の写し <J-クレジットの場合>無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類の写し ②証書に係る情報を補足する書類 【提供事業者】、【購入量】、【購入者名】、【購入者住所】がわかる書類 例: web ページのハードコピー、メールなどを想定。 購入者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせてもよい。 ・計算式(2)⑤消費量に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ③施設等の消費電力量が確認できる書類 例: 小売電気事業者からの請求書、web ページのハードコピー 									
【注意点】	<ul style="list-style-type: none"> ●J-クレジットには複数種類があり、必ず再エネ電力由来J-クレジットを購入してください。 ●グリーン電力証書とJ-クレジットを組み合わせても対応することもできます。 ●再エネ電力証書の購入ができる事業者のうち、リンクの掲載を了承いただけた事業者は、以下の環境省ホームページにて掲載しています。 (http://www.env.go.jp/air/100.html) ●各証書の概要等につきましては、以下のホームページ等を御確認ください。 グリーン電力証書 (https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/index.html) J-クレジット制度 (https://japancredit.go.jp/) 									